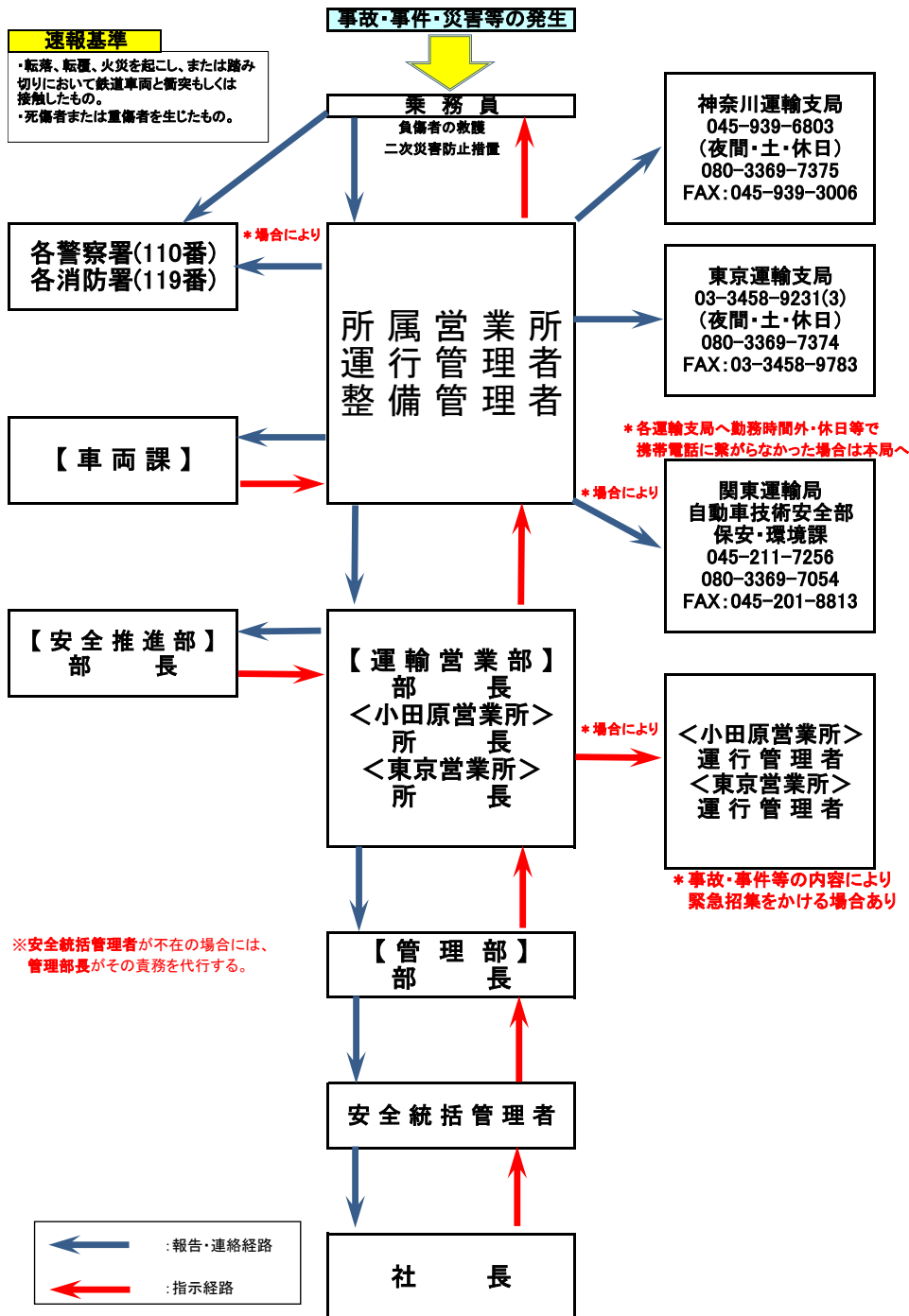


重大事故・事件・災害等発生時緊急連絡体制



*** 速報の対象となる事故・事件の場合**
 24時間以内に、できる限り速やかに電話・FAXなどにより運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない

- ★ 速報対象事故・事件の詳細**
- * 重大事故**
- ①乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
 - ②乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
 - ③乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
 - ④乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
 - ⑤運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき
 - ⑥転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突若しくは接触した事故
 - ⑦酒気帯び運転
 - ⑧自然災害に起因する可能性のある事故
 - ⑨その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材をうけたとき等
 - ⑩鉄道・高速道路にて3時間以上の休止・通行止めをさせたとき
- * 重大事件(予告対応)**
 ・特定重大事件又は重大事件にかかる予告電話、インターネットへの書き込み
- * 特定重大事件**
- ①バスジャック
 - ②施設の不法占拠
 - ③爆弾又はこれに類するものの爆発
 - ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

- 【特定重大事件及び重大事故の報告事項】**
- 【第1報報告事項】**
- ①事件種別(特定重大事件のみ)
 - ②事件概要
 - ③被害の概要
 - ④事業者名
 - ⑤事業形態
 - ⑥発生日時
 - ⑦発生場所
 - ⑧被害車両の情報
 - ⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況
 - ⑩情報入手先
 - ⑪その他把握している事項
 - ⑫今後の対応
 - ⑬緊急連絡担当者名及び連絡先
- * 第1報後も把握した情報を速やかに報告**

- 【予告時の報告事項】**
- 【第1報報告事項】**
- ①事業者名
 - ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
 - ③予告日時、場所、受信内容
 - ④情報入手先
 - ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
 - ⑥その他把握している事項
 - ⑦今後の対応
 - ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先
- * 第1報後も把握した情報を速やかに報告**